Lords' finance in the early period of the Kaga Clan

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2017-10-03
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: Nakano, Setsuko
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00002154

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



「温故雑録」の紹介―

野

節

子

は

六年(一七〇三)に揺した「温故雑録』中に 掲載さ 五八)迄の江戸を中心とした加貫藩藩主財務に関係し れている、正保三年(一六四六)から明暦四年(一六 た五九通の史料である。 ここで史料紹介を行うのは、今枝民部直方が元禄

二件

通ノ扣

藩政に関連した著述、編書が多く、 年は享保一三年で七六才であった。 戸詰の重臣であった今枝民部近義の養子となった。享 の一つである。 編者の今枝直方は承応二年岡山藩臣の子として生ま 寛文八年、その父(民部直恒)の代より加賀藩江 直方は考証に長じ、 「温故雑録」はそ

・韻や関連事項を収録し、子孫の参考に供する目的で 直方の前書によれば、 加貫藩初期、藩主財政について 「温故雑録」は先祖奉職中の

> 禍したものである。

> 内容は、 らず、これが一つの手懸りを与えるものと考えたので、 初期の江戸における財政関係史料は殆んど知られてお いう。紹介史料はまとまりを欠く面もあるが、 したもの、④は今枝家旧蔵醬の一冊を轡写したものと の注釈によれば、③の御印帳は他人より借用して筆写 つであり、ここに紹介したのは③と④の分である。直方 妙公覓永廿年御参勤道中賞賜ノ扣 ④御借金諸占通ノ扣 ⑥女过背指出ノ扣 ⑦御家中高早遺物の ⑤京都奉行人等 上御用申 ①土岐与左衛門事 ③金銀御印帳ノ写 加賀潘

ておこう。加賀藩では三代藩主利常が寛永一六年小松

史料紹介に入る前に、当時の加賀藩主についてふれ

隠居したが、その際富山藩と大聖寺藩の支藩を設け

ここに紹介と解説を試みた。

八八八

時代のものである。 才であったため、祖父利常が後見役として実質上の滞 代藩主光高は正保二年に急死し、その子犬千代 から、ここで紹介する史料は、 政を掌っていた。 利常が死去したのは万治二年である 綱紀)が五代藩主となったが、 大聖寺藩は三男利治が各々初代藩主となった。 本領は嫡子光高がついだ一方、 このような利常後見役 犬千代はこの時まだ二 富山藩は次男利・ この四 (後の

掲げ、次に二、で重要と考えられる分の史料紹介を行 たが、それは、 B京都より江戸送金 の流れ、、 本稿では史料を内容によって、 その後、これら史料全体を整理し三、解説 目録及び紹介史料には必要に従って解説 Ⅲ利常・藩主の財務機構の関係 Fその他 Ⅰ藩の財務機構、Ⅱ藩庫における金銀 C江戸算用 に分け、まず一、で史料目録を A領内より江戸送金 D游主借金 を試み 潘主借 を加え E 領

記したり、 して問題のあったことをここに述べておこう。 直方は皆写に当って、 形状を示す「駒ノ御印」等様々な書き方を行って その書き方の差異をどのように行ったものか不 目録作成に当り、利常と犬千代の御印に関連 「犬千代御印」、「中納言(利常)御印」と 御印の部分を単に「御印」

V聖長栄の調達金一

件

に分けて行っ

方、 関しては保留しておくのが適当であろう。 残る。例えば現在利常の印と考えられている「満」字 現在の判断で疑うのは危険であるため、これらの点に 印を犬千代印と判断している(目録C―5)。しかし一 方が利常と犬干代の印の差を熟知していたか疑問 分し、区別の未詳のものは御印状と記した。但し、 形状で記載のある分はわかる限りで利常と犬千代を区 詳である。 考証に巧みでしかも綱紀と同時代の書写なので、 目録では直 方の書き方に従って題名を付け、

、史料目録

中の掲桟順序を示すものである。 で囲ってある。なお、年月日下の番号は、「温故強録 解説した。後で史料紹介を行った分は、 史料題名、年月日、宛所を記し、必要に従って内容を 史料番号を〇

A領内より江戸送金

江戸納戸奉行金銀讃取切手 確実に日付が決定できる。 月日が記されていないが 江戸納戸奉行の請取切手にはこれ以降の分にも年 関連史料、 慶安元年二月三日30 奉行名から

②利常金銀請取 金沢納戸奉行宛 状 ①に関連

③金沢会所奉行送金二付達出

同

右

33

B

同

一二月

57

ている。 でなく、関六月二八日発送分の鶴取状でなく、関六月二八日発送分の鶴取状でなく、関六月二八日発送分の鶴取状は銀子請取御印状 同 七月	銀子指下 (1)	今枝・青山将監宛 ①金沢会所奉行銀子指下ニ付達呰同 一会が無戸署イ多	花状多	金尺內言奉宁危9利常金子請取状 同四年一団七兵衛・髙田夫左衛門宛	8金子請取御印状 同 一金沙糾戸拳行宛 6に関連	<u>.</u>	6江戸納戸奉行金子請取切手 同 一金沢約戸奉行宛 ④に関連	⑤犬千代金銀請取状 同右④江戸納戸幸行金銀請取切手 同二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
取状か と記しれが13の趙取状 と記し	五月二五日 47 年 47	一年三月四日40	応元年二月二六日17	四年一二月二二日 1	一二月 一六日 37	36	一 月 二 〇 日 35	右 二年八月八日 34 32
⑤ 4 3 2 犬	①江戸納戸 京都奉	③ 金 工	2 江	① B 犬 京	18 郵	3	17 朱	16 ⑮ 銀
⑤犬千代江戸金銀入払算用状4 同右2 同右	①江戸納戸奉行、先奉行草用残C江戸算用 京都奉行宛	③金子請取御印状/丁級三貫一五〇タ分	2江戸納戸奉行銀子請取切手京都奉行宛	①犬千代金子請取状 慶安四年一一月一二日京都より江戸送金	金沢納戸奉行宛	今枝・青山将監・青山緑部宛	不封銀指下ニ付御印状 小塚藤右衛門・西尾隼人宛	今枝民部等家中出銀請取書田部佐五左衛門·笠間新右衛銀子請取御印状

同 八九

加賀藩初期、藩主財政について

江戸納戸奉行宛

借用状 短期連符箋	本阿弥光温宛 関連符箋二通あり5今枝民部等金子借用状 同二年(4)	文 可亦	②江戸会所奉行等借金請取三付達告①江戸納戸奉行利次借金返弁ニ付達告D借金	8 同 右宛 有宛 有宛	方
三通あり 三通あり 明暦二年一月二日 27	通あり 同二年 二月 日25 日	承応元年一月二日 13 39	選賽 慶安二年二月一三日59 付達書	同 右 22	承応元年一二月二日21
江戸納戸奉行宛 以下5迄は関連文書③聖長栄弟子頼音金銀相渡覚 同 一一月八日 54江戸会所奉行宛 慶安元年五月四日 58②瀬川五郎兵衛等江戸納戸へ入金ニ付達書	清反銀花降二枚、玉銀子六三匁七分、印分六匁四分の銀花降二枚、玉銀子六三匁七分、印分六匁四分の九四匁八分、同御判つぶし三匁、玉銀子一貫匁、玉金子一六七匁二分、銀一歩三五〇切、舟印子四玉金子一六七匁二分、銀一歩三年四月一日 28	1宮井喜兵衛・嶋七左衛門金銀請取切手Fその他	金沢納戸奉行宛 間 右 114開作入用銀二付御印遂書 同 右 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	は算用場奉行(『加賀藩史料』第二巻八三四頁)宮城采女・與村源左衛門宛 両者は寛永一四年に2皆済ニ付貸米返済赦免達書 同 一一月二六日3	洛勘兵衛·平田三郎右衛門宛 1利常皆済褒美銀遺方達書 慶安四年一一月二五日12E領内出銀等

(3)	(<u>(</u> 2)	11	10	9	8	7	© 5 4	D
同高	利常同	间址	1.同同分	金同同で	同同及	同同野	大 江 江 江 千江 芦 江 三 万	ī
田	常上方式	右机	丘同 同 名 〇 右 石 右 石 右 七	を同同に に右右 でも に右右	同右宛 右 なびニュ	同 后 野村四郎	代戶部戶門	りを言
右 同 二月五日 13	常上方支出ニ付達醬 承応元年一月二一日12同右宛 大工理兵衛他三人へ壱歩金七切遣すべき旨	ü	当れてきらず 後藤木工左衛門他一人へ小判五両 銀子 後藤木工左衛門他一人へ小判五両 銀子 同一二月二四日 8七 第二十一十八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	刃 根子・一女貴丁でき宣服部勘右衛門他一二人へ小判七両、壱歩服部勘右衛門他一二人へ小判七両、壱歩同 一二月二三日7	本間伊右衛門他一二人以外遣すべき旨	同右宛(今井他一七人へ小判二〇両、银子四四枚同)右((ちょう)の ちり 野村四郎左衛門・嶋七左衛門宛()	⑥大千代家中等へ金銀造し方達15同四年 二月二二日4 江戸会所奉行の吳書を付す 江戸納戸奉行頼音より金銀詣取切手 同 右 56 江戸納戸奉行宛	6人月后是在安毕上是大七年一一月人15
一、六拾枚者 大判金子二月三日	A	科は	ちる。なお、必要こ赴い史料末に再説を加えてあり、史料の前に記した記号と番号は史料目録からのもので二、史料紹介	⑩宮井喜兵衛等金銀入払算用状 52	☞大津着米の内支払ニ付御印達書 同 六月一三日20⑰野村四郎左衛門等金銀入払算用状 同三月二二日18金一枚遣すべき旨	鳥七左衛門・野村四郎左衛門宛 江守半兵衛へ判16犬千代家中へ金遣し方達書 同 右 15して銀一貫匁道すべき旨	坂野七左衛門・原九郎兵衛宛 湾田清左衛門分と15利常家中家引料ニ付達書 同 右 16別 利常上方支出ニ付達書 同 二月二六日 14高日弘在衛門第	新日东市跨月包

加賀藩初期、藩主財政について

千両者

小判金

- 间 • 日 百貫目者

弐百切者

壱歩金

右之金銀金沢会所ゟ子ノ二月三日ニ来 朱封银

ル 也

右之金銀請取申候 板津 兵介

窪田与左衛門

A | 2

ij

一、 六拾枚者

大判金

干両者

弐百切者

壱歩金

小判金

右之金誤金沢会所占到来於江戸納戸江請取者也 朱封识

百代目者

放尾市之佑ニ相渡ス

鈴木

又兵衛

即印之物道中才領人小塚長兵衛

坂倉

助太夫

稲垣三郎左衛門

正保五年二月三日

一种納育様

A 3

四拾七枚

大判金

小判金

干闹

地御会所之御印弁貴様被加與書割判形候で可波指越候 請取此度小塚藤右衛門莒伝上之申候、 右之金子坂育助太夫鈴木又兵衛稲垣三郎左衛門手前ゟ **倒印候条御納戸衆加莊数馬斉華主馬請取切手ニ其御**

就其当地会所加

没安元年十二月朔日 (1904年)

今枝民部毁

木梨九右衛門

中村安右衛門

腔田 佐分喜左衛門 九兵衛

本保 此下不見

九二

右大判金四拾七枚小判金干両金沢会所御印を以送目録 之通江戸御納戸へ相渡所也、 払方追而可遂御勘定者也

慶安元年十二月十四日 斉藤

今枝

加藤 主馬殿 数馬殿

御印会所

有沢 孫作

御納戸へ斉藤主馬加藤数馬請取候所也 所之御印を以送目録之通無相違小塚藤右衛門被致持参 右大判金四拾七枚小判金千両於江戸為御遺御用金沢会

今枝

右之切手小塚藤右衛門ニ相渡 十二月廿二日

A | 4

一、五拾枚者 大手代様うさぎノ御印

- 同 、日

三干両者

小 判

金

右之金銀金沢会所ゟ丑ノ八月八日来也

丁銀

拾弐貫目者

右之金銀請取申候

服部五右衛門

知實證初期、

藩主財政について

A 5

中村市郎右衛門

نزز

五拾枚者

大判金

小判金

三干両者

右之金银従金沢会所到来於江戸納戸江請取者也 拾弐貫目者

丁銀

御印代代 坂介 助太夫

慶安弐年八月八日

稲垣三郎左衛門

鈴木二郎左衛門

A | |1

泥掃ニて 渡被遣

此御印候物失申に左衛門加州へ

ï

三百貫目者

朱封

罷越御小性之内今村五郎兵衛平井次郎兵衛帰山助右衛 右之銀子可指下旨被仰出付拾駄ニ認させ今般為御番代

門三人:相渡上之申候、以上

承応弐十一月四日

御印

笠間新右衛門 田部佐五右衛門 九四

承応弐年三月四日 御 御 印 所 会 所 会 所

横山 服部九兵衛

黒坂吉佐衛門

将監殿

B

の侍帳にも記載がない。

笠川は寛永一九年小松侍娘に記載される利常家臣で、田部はど

覚

六千両者

右金子江戸納戸江請取者也 此代銀三百九拾七貫弐百目

小判

六十六匁二分替 但密両二付

為才料持参仕。付金沢会所御印送目録之通於江戸請取

右之銀子今村五郎兵衛平井次郎兵衛帰山助右衛門道中

朱封銀

一、参百世目江戸会所御印

A | 12

覚

御納戸加藤彦左衛門斉藤主馬へ相渡所如件

承応弐年三月十九日

1 御印

鈴木 坂倉

又兵衛殿

助太夫殿

青山 今枝

彦兵衛殿

慶安四年十一月十二日 ○ うさぎの御印

岡田助三郎 服部左源太

高田弥右衛門

成田弥五兵衛

藤懸源太郎

B 3

百五拾枚者

壱万両者

右銀子冨山ヨリ来於江戸請取者也

参百貫目 A | 15

小判

右金子自京都来於江戸請取者也

承応弐年九月十三日 御印 成嶽弥五兵衛

藤懸十郎兵衛

百五拾八切丁銀五百五拾三貫弐百八拾四匁八分朱封銀 百七拾六枚小判金壱万四千九百七拾五両壱歩金五千六 慶安三年三月十五日ヨリ同四年三月十九日迄大判金弐

弐百貫目花降銀八貫六百目於江戸金銀入払遂算用相済

水原滑左衛門

C

、四拾五枚者

小判金

判金

四千三百弐両者

参千九百三拾六切者

壱歩金

一、百七拾三世四拾目九分五厘同日

丁銀

六拾三世四拾目七分六厘 朱銀

右之金銀請取申候

行者戌四月朔日ゟ亥九月晦日迄算用相極残金銀高也

板津

窪田与左衛門

加賀藩初期、

藩主財政について

C 6

慶安四年五月晦日

満之御印

慶安四年三月十九日ゟ同五年三月十五日迄金銀入払

之党

、百五拾壱枚

七千九百四拾六両

四千九百五拾七切

壱歩金

丁銀 朱封銀

判金 小判

三匁弐分五厘 弐百五貫弐百拾五匁九分弐厘 千弐百八拾五貫六拾六匁四分弐厘

金具つふし金

八貫六百目

右入払相済者也

慶安五年三月廿二日駒ノ御印

野々村勘左衛門 佐分 **喜左衛門**

九五

C 5

弐千五百両

P

(一部省略

此利金

本金小判

四拾五両 合弐千五百四拾五両也 (千両二付九両宛ノ利相/但丑ノ正月二月両月分壱ヶ月二

御納戸奉行中村七右衛門馬渕加右衛門進藤伊左衛門請 右元利相渡手形請取置候、 取申候、 之丞中田喜兵衛渡部伝左衛門致持参於江戸御納戸へ請 右金子本多安房守長九郎左衛門横山左衛門使者内本平 淡路守様御借金就御返弁本阿弥一郎兵衛方へ 質物之御道具二腰犬千代様

取被申所也 慶安弐年二月十三日

脇田 九兵衛殿

斉藤

主馬

佐分喜左衛門殿 此次此中間ノ名共きれてなし(直方駐)

(直方註

事出し何とそ可有反古ノ保前段紙きれてなし定而

御納戸奉行坂倉助太夫鈴木又兵衛稲垣三郎左衛門方ゟ 御祝儀本多安房守殿長九郎左衛門殿橫山左衛門尉殿被 渡可上之旨津田玄蕃殿莒巻隼人殿ゟ就申来候右小判金 上之使者内本平之丞中田喜兵衛渡部伝左衛門三人へ相

12

(あと與書二点省略)

小松二相語本梨九右衛門

脇田

九兵衛

中村安右衛門 佐分喜左衛門

本保

大蔵

ïċ

小判金三千五百両者

/但此金子之為運質物/百田卿之 御腰物被遊

小判金千五百両者

(御腰物波遣之)(但此金子之公御贺物御拝領之)

民部借状ニて小判金御借用被成候条被請取追而可被遂

右御道具二腰御質物被遺候、

本阿弥光温口入を以今枝

小判金

合五千両者

御勘定所如件

慶安三年九月六日

窪田与左衛門殿 兵助

殿

林 兵助

背木権右衛門

原田又右衛門

今枝 民部

D 3

九六

私共請取三人之使者:相渡上之申候、

以上

慶安弐年正月廿八日御印会所

崩 中金子之事

右中納言犬千代為用所借用申所実正也、但本金千両 合参千五百両者 小判金也

付而壱ヶ月ニ八両宛之加利足当極月切元利共急度返弁 ||者刀留置被申候共少も申分無之候、 即為手駐富田卿之刀預ヶ置申候、

右之切於相

慶安五年正月二日 今枝 仍後日之状如件 織部 民部

狐 可申候、

本阿弥光温老

相済候、 年分之利金ハ同年極月相済四年分之利金ハ同五年四月 之通十月朔日ニ調替造之、 右小判金三千五百両慶安三年九月六日之御借元也、 六右衛門ニ渡御土蔵へ入置 借状可調替旨光温断 御腰物預リ手形大石斉森口 三付五年正月元日付

三右

| 此段之上ニ附紙二枚有如左(直方註)

一枚くく之記〇をなす。

0此 兵助桑島藤右衛門安達弥兵衛御納戸之金子を以御返弁 共ニ十二ヶ月之利金三百三十六両本金之内弐千両板津 |御借金参千五百両承応弐年正月ゟ同十 一月迄閏月

加贺똚初期

藩主財政について

田勘右衛門板津兵助栗田与左衛門三人被造之候、 物太郎作正宗御刀 本金千五百両承応二年十二月朔日ゟ之御借元ニ成御質 左衛門ニ相渡 御質物冨田泖御刀御請返御道具奉行池田権之丞栗田 古借状をも取返判形やふり申候、 染国後御脇指被造光温方へ御使高

一月廿一 H

則本阿弥光温方へ村兵助令持参利金手形両 借状裏書文言 取置候、 百三拾六両加藤彦左衛門斉藤主馬預り御納戸ゟ相渡ル 〇元金三千五百両利金辰正月ゟ同極月迄十二ヶ月分三 巳正月ゟ同極月迄此借状を以御借り延ニ ||人手前 被成

預り置申所也 極日迄十二ヶ月分請取相済候、 右表書御借金三千五百両之利金三百三拾六両辰正月ゟ 五百両巳ノ正月ゟ御借延被成為此質物表書之御刀一 此御借状を以本金三千

承応元年十二月八日

本阿弥光温

D 1 4 (一部省略)

!用,申金子之事 合千五百両者

判金也

右千五百両者中納営犬千代為用所借用申所実正也, 本金千両ニ付而壱ヶ月ニ七両宛ノ加利足来巳ノ極月切

九七

九八

申候、 仍御日之状如件 元利共ニ急度返弁可申侯、 右之切於相延者刀被留置候共其方之侭ニ可仕候 則為手験拝領卿之刀預ヶ置

承応元年十月朔日

糸屋十右衛門殿

衛門持参光温へ相渡、 6同九月迄利金百八両御納戸之金子相添御使高田勘右 之内利足月七ニ御かり替被成付て元金千五百両辰正月 右小判金千五百両本阿弥光甫ロ入を以光温口入五千両 光甫十右衛門連判之預リ手形を取斉宮六右衛門ニ 古借状ハ品川左門方迄鸖状添小松へ上ル 御質物御拝領卿之御腰物光甫

(直方註)

此段之上二附紙三通有

調替被遺候付最前之借状相返候付此認背ニも墨引申候 新借状此帳之末ニ写置候也 本金千五百両明暦二年正月ゟ御借延ニ被成候、 ○此御借金明暦元年分利足於江戸本阿弥光甫へ 借状御 相渡

、あと附紙二通省略

D-6 (一部省略

借用申金子之小

合千五百両者

右千五百両者中納晉加賀守為用所借用申所実正也、 小判金也

本金千両:付壱ヶ月七両宛之加利足当申之極月切元利 日之状如件 右之切於相延者刀被留置候共其方之侭ニ可仕候、 共二急度返弁可申候、 留置候共其方之侭ニ可仕候、仍後、則為手験拝領卿之刀預ヶ置申候、

明曆二年正月二日

今枝

肯山

糸屋十右衛門殿

此借状之上二有附紙三枚

状取返判形破也 ○此御借金千五百両利企酉ノ正月ゟ同十二月迄十二ヶ 月分百弐十六両元利共ニ明暦三酉ノ極月ニ御返弁、 借

、両替屋善六方ニで千五百両御借用ニ付御質物御拝 領卿之刀十右衛門方ゟ請取京都ニて直ニ善六方へ被

、本金千五百両者善六方ゟ請取十右衛門方御返弁、 利金ハ加賀様御納戸之小判を以返弁之由

0 附 紙二通目省略

O 附紙三通目前

百三拾六両弐 が歩ハ 小判 金

月分為利足被遺候条二 本金小判千五百両当申ノ正月ゟ同極月迄閏共ニ十三ヶ 右御父子様為御用糸屋十右衛門方ニて御借用被成候、 可被相渡所如件 條御納戸之金子を以十右衛門方

明

曆弐年極月十 藤懸 成田 敝 股

殿

⊋

Н

青山 青山

卿被遣候者月五六ノ利足を以両替屋善六取替可申旨当 得有之ニ付即立 正月宮崎弥左衛門殿ゟ被申越候、 五百両月七之利足を以御借用被成置候処御質物御 言様加賀守様為御用糸屋十右衛門方ゟ本金小判千 御耳候処一段可然候間同利足ニても 此度之御状ニも其心 拝領

善六方ニてかり替可被申旨 善六方へ之借状二通調替遺候間何とそ月 可有御才覚候、 自然五ニて調不申候ハ、六ニて 御意二候 \vec{H} 一二取替

八可被相返候

も御借替尤候、

ķ

つれニても利足極次第壱通

相

渡

本

阿

案文手形御取候て可被指越候、 |郎左衛門ニ見せ能々念を入改請取善六方へ被相渡如 御拝領卿糸屋十右衛門手前ニ有之由ニ侯、 御拝領哪十右衛門預

後

手形即相返申候

D 1 7

借用申金子之事

合千五百両者

右之切於相延者刀被留置候共其方之侭;可仕候 共急度返弁可申候、 本金千両ニ付壱ヶ月五両宛之加利足当戌之陬月切元利 右千五百両者中納言加賀守為用所借用申所実正也、 則為手験拝領卿之刀預ヶ置申候、 仍後 但

之状如件

H

明曆四年正月二日 尚於屋善六殿

右御腰物善六預リ手形

通三 浦

納戸

入置也

今枝

赤瓦目置 青山 - 相渡御 将監

F | 2

相渡申金銀之事

申様

加賀藩初期、

満主財政について

九九

合弐千八拾八両 壱切省

小判金

壱歩金

を 多五分ハ

右之金銀従 中納言様京都高田弥右衛門方へ可被遣処 犬千代様之金銀京都高田弥右衛門方へ

加州ゟ為替せ

民部殿

数馬殿

主馬殿

と請取置追而払方可被遂御勘定所也 右御替せ小判金弐千八拾八両一歩金壱切半銀壱匁五分

今枝 民部

主馬殿 数馬殿

FIS

相渡申金銀之事

八拾両者

小判金

此代丁銀五貫弐百八拾八匁但壱両ニ付六拾六匁壱分かへ

可被遣候由ニ付於江戸相渡申所如件 慶安元年五月廿四日 孫作殿 半銀

三浦三郎左衛門 瀬川五郎兵衛

勘定候、此為替銀金沢於会所壱歩之歩引〆朱銀拾四貫 拾目分として御納戸へ被請取置、払方各追而可被遂御 目 書之通御算用当り相違無之所也 右小判金八拾両丁銀八貫八百五拾弐匁、〆拾四貫百四 へ遣候間、金銀請取手形長栄方へ可被相渡候、 ひしり長栄方へ可被相渡旨今枝民部添状金沢会所 両替場

有沢 孫作

市左衛門

河合

松岡彦之丞

取次今枝 民部印料

Ü

右金銀、〆丁銀拾四貫百四拾目之為代各へ相渡之江戸

二口合

拾四八百四拾目

丁銀 丁銀

八貫八百五拾弐匁

御納戸へ上ル也、此為替金沢於会所壱歩之歩引〆朱銀

拾四貫目可請取御約束申上所如件。

慶安元年十一月八日

照長栄弟子 頼音

斉藤主馬殿 加藤数馬殿

同 小判壱両:付丁銀六拾六匁壱分 右今日之相場如此ニ候 壱両:付丁銀六拾六匁三分 買 売 F 13 覍

判金

三枚

為明江诰物代

蔣井長兵衛 同人

右之金銀遺候条相渡者也 銀子壱貫拾五匁 御言之短冊七十九枚之代

カンキ御印

慶安五年二月五日

高田弥右衛門

F | |14 갩

逸角、

中村逸角、

、赤尾助進、

河野数馬、

伊藤辰之助、

中川八十郎、

小判拾兩銀子百九拾枚溝口長十郎、

F | 6

御会所

霜月八日

阿背や三

用

蔵 次

间

次郎兵衛

堀半之丞、

青木権十郎、

横山右馬助、冨田吉蔵、

村上小七郎、 中村権兵衛、

中村新之丞、 稲垣七十郎、

小

判金

七拾五両

祐乗小刀柄之代

拾五人ニ遣之候条相渡者也

慶安四年十二月廿二日

大千代様 御印

野村四郎左衛門

七左衛門

小判 同 三両 弐両 **%龍壱之代**

右之金子中井道伴ニ遺候条相渡者也 丸ノ紋印金 駒/ 御印

慶安五年二月廿六日

高田弥右衛門

F 17

慶安四年三月十九日

同五年三月十五日迄金銀鳥目

判金拾枚小判六拾両慶安四年中代々神楽幷代神楽料と

F | 12

して勢州春木太夫方へ遺候條相渡者也

慶安五年正月廿一日 朱駒御

高田弥右衛門

加賀藩初期、藩主財政について

入払之覚

、六千弐百五拾五両者 、五拾八枚者

小判 判金

0

四百五切

五百九拾弐貫九百九拾六匁壱分 壱歩金 丁銀

五拾三貫五百文 六貫弐百六拾文

四拾七貫八百四拾四文

新銭

悪銭 古銭

右入払相済者也

慶安五年三月廿二日

野村四郎左衛門

七左衛門

F 18

大津着米之内を以相渡者也 土師与右衛門上下六人扶持江戸罷立翌日ゟ京都逗留中

慶安五年六月十三日

御印 比良

左内

弥右衛門

F | 19

右衛門ニ被下ノ一通有、 新銭弐百四十貫八十文之御印物滿宮井喜兵衛熊谷四郎 歩弐千百九十八切、丁銀五百廿九貫弐百廿八匁八分、 右ノ格ニて判金百参三枚、小判壱万千八百参九両、 同前之事故略書之

| 7格とは奥安四年五月晦日のC―5を指し、これも同年月

日のものかと思われる。

I 藩の財務機構

全体の解説を加えるに当って、

理解を早めるために

も、まず文書に関連する限りで、 務機構について、 江戸、京都・大津、金沢の順で述べ 当時における藩の財

ておきたい。 まず江戸の機構としては、a今枝民部(直恒と近義)

等の江戸留守居クラスの重職、も会所の 行は、利常家中と判断される。 期間を記した。「寛永一九年小松侍帳」に記載ある奉 年小松侍帳」『寛文元年 侍 帳』より、各々の身分と あったことがわかる。表1には文書中に現われる、 知行高を記入、更に文書中よりわかる在任期及び在任 b・cの奉行名を記し、 「寛永四年侍帳」「寛永一九 c江戸納戸の

廻身分で知行高五〇〇石前後の中堅家臣が当てられて 家臣で、侍帳に現われない者も含まれ、 いたことが知られ、またcは小性身分等の低禄の下級 表より、 aには人持身分の上級家臣、 臨時雇用的な bは人持・馬

傾向さえみえる。

aの今枝民部は、網紀側近として終始江戸に在勤し

表1 江戸・上方・金沢奉行人表

氏 名	克永4年	四19年小松	克文元年	在任期及び在任期間	偏等
近岸機構	A#) 7000	ìi 人持 9700	人持 10000 人持 2350	受安元年~明駐 2 年 永応元年~明駐 2 年 永応元年~明駐 4 年	
有 訳 係 作 育本 機右衛門 b 村 兵 幼 原田 又右衛門 高田 初右衛門	馬題 500 馬器 500			度安元年 度安3年 度安3年 承比元年 度安3年 承吃元年	
↓ 板 泳 兵 介 機用 身左衛門 ↓ 加 縣 数 馬 內 縣 主 馬 c 、服郎 五右衛門	(* L		正保4年一度安元年	※ 1 知行高記載なし
中村市邸右衛門 (佐分 平左衛門 野々村駒左衛門	火千代禄泉 150 火小将 200		馬通 300	间上 ·	光和伸模で小性300石
京都機構 為田 外右衛門 服 郡 左端太 四 田 助三郎	度益 250 以過 500	1	ታተቴ 650		
成语 外五代指 籍 想 源太郎 水原 济左指門	1-17 500		300	要安4年 水比2年 永応2年	克文9年 放阳足朝950石
大津機構 比 良 左 内 划 体右锁門 小谷 伝左衛門		 	共組 100) 小性 200	承応元年 承応元年 承応元年	正保2年 大津積目 円 上
金沢機構 中村 安有衛門 木製 九右衛門 住分 容左衛門 6 脇 田 九兵衛 横 山 左 近	吳祖 500 大小特 200 算用泉 430 吳趙 2000		吳趙 380 吳趙 500 吳趙 1200 吳趙 1500	度安元年 度安元年 同2年 慶安元年 同2年 永応2年 永応2年	夏安4年に江戸約戸 章行へ
型型 有左衛門 與 村 河 內 以 合 助太实 后班三郎左附門 6 於 木 又兵体	人村 13600 以祖 50		馬巒 1500 人持 13000 小性 300 吳巒 200	永応 2 年 慶安元年~明暦元年 慶安元年-永応元年	
サース 大大作 田 本 大 市 大 市 大 市 大 市 大 市 大 市 市 市 市 市 市 市 市	i i i 大小符 20		外性 130 馬棚 120 小性 500	院安4年~承応元年 正保3年 同上	

⁽註) 3つの停帳では起鉄がなく、他の停帳に起硫がある者についてはそれを偏う欄に配した。 実し 加爾敦氏はA-12の加爾彦左衛門と同一人物と考えられるが、そうすれば、寛文元年時代で200行の知行取である。

金銀の出納に当った。 を動の出納に当った。 を動い、a・bの指令により直接 手続きがとられている。 cの納戸奉行は二人が一組と 手続きがとられている。 cの納戸奉行は二人が一組と が期には今枝、背山等から直接納戸奉行に指令する には今枝と連署して納戸奉行に指令を行っているが、 には今枝と連署して納戸奉行に指令を行っているが、 を顕れれている。 bの会所奉行は、慶安期 の銀の出納に当った。

不明確なので断定しえない点である。 ると、江戸での支出は少くとも二つに分けて行われて と同時期に在任しているので、 中給金の支出に携わり、 の支出に当ったように思われる。 その請取切手、算用状に加賀藩領国貨幣の朱封銀が含 の他 まれていないところから、 江戸に在任したのか、その点が不詳なためであ 1―その他参照)の請取切手、 たことになる。ただしこれは、 なお、 (F)で分類を行った。 鸱七左衛門、宮井喜兵衛、 江戸納戸奉行に関連していえば、 佐分・野々村の 彼等は江戸に在任して金銀 それは彼等が領内 前の推則 算用状は今のところそ 野村等の位置付けが 野村・嶋の両 熊谷四郎右衛門 が正しい 江戸納戸奉行 野村 八は家 るが か又は 四 とす 郎 (表 左

もあったようだ(後述)。 と考えられるが、今枝等の判断で支出が行われた場合と 江戸での支出は、主に利常の意向を受けて行われた

「に金沢の機構について述べるが、

これについては

出納を管理していたものであろう。 ためである。京都奉行所では、 に対し、京都ではそれができないという事情がわかる 情があり、 候てハ渡申事不罷成候」(D―4付箋部分)という事 りえず、 文書中からは、京都に彼等より上位の機構の存 表1でその身分等を示した。 彼等は馬廻や小性身分で れる。その理由は、 が知られる。文諧中にみえる京都の奉行人については、 知行高は五〇〇石前後であり、 に京都の機構については、 また事実存在しなかったのではないかと思わ 江戸は重臣の判断で支出が可能であったの 「京都御納戸之金子ハ御印不被遣 利常等の命令で貨幣の 中堅家臣 京都二条の奉行所の と判断される。 :在は知

都奉行の監督下にあったことが知られ、大津では上・ ことが知られる。また同法令からは、大津の役人が京 中級家臣が配属される特定の機 比良と堀は大津での廻米・売米における横目であった 常分年貢米処理をめぐる正保二年の法令 表1に示した如く低禄の下級家臣である。 みえない。 一方、大津にははっきりした滞の機構があったとは それを参照されたい。 この法令の一部をⅡ金銀の流れ 大津の役人として比良・堀等がみえるが、 構はなかっ 大津での たものと考 によれば、 利

役職の安定性に関 みえる。 期に入ると馬廻・人持身分の上級家臣に変ったように したの は、 行人の身分等を示した。 江戸送金に関係した機構のみが判明する。 い者が当てられているが、 〇〇石前後の中堅家臣が当てられていたものが、 慶安期から明暦期迄 С b会所とc金沢納戸であり、 の納戸奉行は しては江戸納戸奉行と性格が全く異 b は、 一貫して役務に在留しており 稲垣が樫田に交替した以外 小性・馬廻身分でbより低 慶安期では馬廻等で五 表1に各々奉 送金に関 承応

その一部が知られる。 納戸奉行はその一部にすぎず、 の他の支出機構が存在したが、 いては今迄の研究は進んでおらず、 なお、金沢における藩庫からの支出機構に関しては たが、特に加賀藩の江戸、京都 江戸、 京都・大津、 金沢の財務機構につい 算用場を中心としてそ 本文書中 (E) からも ここで解説した機 大津の 組 微線につ 7

II藩庫における金銀の流れ

構が全体の中でどう位置づけられるかは、

明らかにし

銀収入、上方では年貢米換金による収入があるが、江加賀藩における金銀の流通については、領内では金

賀藩初期

潘主財政について

書形式についてもふれておきたい。 江戸における支出について述べてゆくが、その際、文から江戸、京都から江戸への送金について解説した後、紹介文書でもその点は明らかである。ここでは、領内主流は、当然江戸へ向けられることになる。本稿での戸では支出のみで収入基盤がないため、金銀の流れの戸では支出のみで収入基盤がないため、金銀の流れの

所奉行宛の例もみえる。 曹は金沢納戸奉行へ直接出される例が多いが、金沢会 請取書を出すこともあった(A―3、A―11他)。請取 利常が在国し江戸に不在の時は、今枝他会所奉行が 代から金沢納戸奉行宛の請取書が多数を占めている。 代から金沢納戸奉行宛の請取書が多数を占めている。 領内より江戸への送金について、まず送金が行われ

るといえよう。

国へ初入部する迄、一貫して江戸に在留していた。するという関係ではない。なお、犬干代は寛文元年領かその例がみえず、利常不在時に犬干代が請取を発給2)、犬干代御印文書の発行は、利常の参勤中のものしが、同一文書に両者の印が捺されることもあり(A―が、同一文書に関する利常と犬干代の印の関係である次に請取書に関する利常と犬干代の印の関係である

会所奉行もしくは直接納戸奉行が受けて、送金が行領内から江戸へは、利常(又は犬千代)の意向を金

未詳部分が多いので、言及は避けておきたい。

で御印についてふれたように、

これらは

はじめに

沢

表 2 領内より江戸送金表

年丿	1 8	史料目 録番号	大 判	小判	丁銀	朱封銀	その他	銀換算合計額 (概算)
慶安元 同 2	2 - 3 12-1 8 - 8	A - 1 A - 3 A - 4	€2 60 47 50	旭 1000 1000 3000	官分 12.0	官分 100.0	一步金 200切	201 89 238
同4	11-20 12-16 12-22	A - 6 A - 8 A - 9		6650	,		今極判金50枚 金子 30枚	44 27
承応元 同2	2-26 $3-4$	A - 10 A - 11				300.0 300.0	金子 30枚	16 300 300
	5 - 25 7 - 10 11 - 4	A - 13 A - 14 A - 15				300.0 300.0	銀子 30011匁	300 300 300
同3明暦元	8 - 29 7 - 24	A - 17 A - 19				300.0	銀子 300代タ	300 300

(註)銀換算に当っては、F-3史料中の小判1両=銀66.1匁の換算に従い、また 金1枚は8両として計算した。

の史料を紹介しておこう。 るが、紹介文呰中でそれに該当するのはB おり、江戸送付に当って領内で換金された 幣)による送付で、 ない。一方、大津で換金された年貢米代金 る年貢米換金についての事情はわかってい 代より京都奉行に宛てて出されている。 より行われた様子がA-11等よりわかる。 ものと考えられる。また現金の運送が馬に 銀座を中心に朱封銀と金の交換が行われ 貫匁となっている。 は様々である。承応期では朱封銀 安年間では金による送付が多く、 したので、各条文の順序を上の番号で示し がどのように管理されたかを知るため、 大坂に廻送された年貢米の換金部分である ―1・3の二通であり、請取は利常・犬干 江戸送金のもととなる財源は、大津又は 次に京都から江戸への送金について述べ 表2に、これら送金の状況を示した。 現在迄の研究では、 回 なお、 初期の大坂におけ の送付額が三〇〇 条文の一部を略 加賀藩領内では (領国 また金額

われたようである。

なお、

M

山よりの送金

例知られる(A-15

1) 一、御登米請取刻、 も罷出、吟味可仕事。 御賦目比良左内・ 堀弥右衛門

5) 一、御米払銀取立候刻も、 刻も、 可相渡事。 、左内・ 弥右衛門と帳に印判押、 成田弥五兵衛方へ渡候 弥五兵衛方へ

6) 一、払銀取立次第、早速弥五兵衛方江可相渡、

はした銀は、 貫目に而も十貫目に而も、 貫之外はした渡申間敷候! 左内・弥右衛門相封付、 追而たし可相

8)一、淡路守様御登米は、此趣に裁許可仕候。 7)一、御米払候月々の帳、左内・弥右衛門印を押、 毎日〈〜に成田弥五兵衛方江渡可申事。 代銀

も同前之事。

12)一、町役被下小払之事、左内・弥右衛門申談令吟 11)一、大津御屋敷修理之事、 大分之義に候は、言上 可仕候。少分之義は、 成田弥五兵衛方より算用可仕事。 弥五兵衛令相談修理可仕事。

14) 一、言上可仕事於有之は、早船之もの之内、路銀 り之便宜に可申越事。 |選可指越。但急之事に無之候はゞ、 弥五兵衛方よ

15)一、自然急用之事に而、 成田弥五兵衛申談候間茂 加賀潴初期、 藩主財政について

> 〔17〕一、万事左内・弥右衛門令申談、 (16) 一、左内・弥右衛門毎月米改見可申候。 も見可申小。 早速銀子相渡し、其以後弥五兵衛方へ可申断事。 左様に無之にお 廻しに前

無之候はゞ、左内・弥右衛門令相談、

いかほど成共、

ゐては越度たるべき小。

右之趣依仰如件。

正保二年二月十五日

岡部馬左衛門殿

前田内蔵允

利常 家中 であり、この法令は利常及び富山藩主利次 前田内蔵允は利常家中の重臣で、 二宮八郎左衛門殿 岡部・二宮も共に

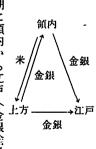
家中であるが、紹介文書中では藩の京都奉行の一人で がみえよう。なおここに現われる成田弥五兵衞は利常 都二条の奉行所へ運ばれ、支出は京都奉行が管理して、 う。この史料より、大津で換金された年寅米代金は京 るが、加賀湉の年貢米換金についても十分参考となろ もある(表1参照 大津の役人は京都の出先機関として機能していた様子 (淡路守)の年貢米処理方法について定めたものであ

、の送金量は 銀 換 算で、慶安四年一一月の約四〇〇年貢米代金の収められた京都二条奉行所からの江戸 (B−1)と、承応二年九月の約七八○貫匁(B

―3)であった。なお、大津で家臣扶持米が支出され

た例がみえる (F―18)。 以上、藩庫における金銀の流れを簡単に図示すると

次の様になる。



この時期に領内から江戸へ金銀輸送が行われることは

後年との違いであり、注目されてよかろう。 さて次に江戸支出についてであるが、江戸納戸奉行

6)がわかり、銀換算で概数を出すとそれぞれ一九 三月 (C-5) と、同四年三月から翌三月の分 (C-より支出される一年の総計額は、慶安三年三月から翌

事していたものと推測されるが、もしそうならば度安 べたように、野村・鴫の両奉行は江戸で家中渡金に従 九八貫匁と二一七八貫匁となる。Ⅰ藩の財務機構で述

を合せて約三二七一貫匁となる。また慶安三年からの 四年より一年間の支出総額は両者(C―6とF―17) ?加わる可能性もある。 年間の総額には、宮井・熊谷両奉行の分(F―1)

この支出総額の大きさをみるために参考に述べれば

(D-3他)と記され、

両者は同一に扱われている。

元和三年の江戸における秋田藩の支出総額は、本稿同

あった。また加賀藩の後年延享四年(一七四七)の年一一月より翌九月迄の江戸京用は約一〇三八世匁で 貫匁の入用で、このうち領主私費用とみられる分が九 様の銀換算で約七七二貫匁となり、また同藩の寛永六 「江戸入用 大 概 図り」。によれば、一年間約六〇〇〇

行に引継がれたことがわかる (C―1他)。 なお紹介史料から、江戸での支出残高は次の納戸奉 二五貫匁、役所費用・家中扶持銀等が四三五〇貫匁程で

について、従来はふれられてこなかった点であるので、 におけるものとに分けて述べておきたい。 紹介文書からわかる限り、江戸におけるものと、 ここでは、利常と藩主(犬千代)の財務機構の関係

Ⅲ利常と藩主の財務機構の関連

代様納戸奉行」という言葉がみえるが (D―1)、これ ことはない。富山藩主利次の借金返済に当って「犬千 当って、利常と大千代の財源上の区分が行われていた 主借金に関しては、 は利常と犬千代との区別を示すものではない。また藩 まず江戸においては、領内から江戸納戸への送金に 借用文言に「中納言犬千代為用所_

たといえよう。 た点は見出せず、藩の財務機構として一本化されていいて、藩主後見役の利常と犬千代の区分が行われていいて、藩主後見役の利常と犬千代の区分が行われていにすぎない。紹介史料中よりは少くも、江戸納戸におは藩としての借用を藩主の財源より支払うということり返却したと記されている例もあるが(Dー6)、これり返却したと記されている例もあるが(Dー6)、これの方は、借金の元利返済に当って「京都犬千代納戸」よった、借金の元利返済に当って「京都犬千代納戸」よ

ように考えられる。 加賀藩としての江戸支出には、両者の区分はなかった 加賀藩としての江戸支出には、両者の区分はなかった 藩主を代位していたことを示すもので、この点からもみで、犬千代からの 献納 は な かった。これは利常が 際加賀藩よりは利常から鉄三〇〇貫匁が献ぜられたのが造築され、諸大名より資財の献納が行われた。このが造築され、諸大名より資財の献納が行われた。このが造築され、諸大名より資財の献納が行われた。このが造築され、諸大名より資財の献納が行われた。このが造築される。

京都では利常と犬千代両者の財務区分が行われていた京都では利常と犬千代両者の財務区分が行われていた駅が、犬千代の金銀で立替えられたため、その分を江駅納されたといえる。また、F―2では、利常より京収納されたといえる。また、F―2では、利常より京収納されたといえる。また、F―2では、利常より京収納されたといえる。また、F―2では、利常より京収納されたといえる。また、F―2では、利常より京収納されたといえる。また、F―2では、利常より京収納されたといえる。また、F―2では、利常より京が高い、大千代の金銀の流れ、で紹介した正保二年の大津払助には、「日本の法」といいます。

中である高田・成田弥五兵衛が連署しており、京都・また、京都から江戸への送金文書には藩家中と利富家米に当って横目となった比良・堀は藩の家中であるし、機構が区分されていた。ただし、大津での利常分払機構が区分されていた。ただし、大津での利常分払常の上方支出に携っていることが知られる(F―12~常の上方支出に携っていることが知られる(F―12~常の上方支出に携っていることが知られる(F―12~常の上方支出に携っていることが知られる。この高田弥右衛門は、承応元年に利ことが知られる。この高田弥右衛門は、承応元年に利

史料からは不詳である。 る公用的な費用に投ぜられたかの点については、紹介的なものとなったか、または対外的に加賀藩を代表すがお、利常隠居領よりのぼる財源が、全く利常の私大津で、両者の機構は協同関係にあった。

Ⅳ쨞主借金

その状況を述べておきたい。するが、記述に多少入組みがあるので、ここに簡単にこれら借金の具体的状況は、二、史料紹介より判明多 く な いので、史料紹介にスペースをさいた。また加賀藩以外でも初期の領主借金の紹介はそれ程また加賀藩の初期の借金については従来知られておらず、加賀藩の初期の借金については従来知られておらず、

慶安三年九月には、本阿弥光温の口入により加賀藩で両で、二ヶ月後には元利共返却されている(D―1)。まず慶安二年、富山藩主利次の借金は小判二五〇〇

加賀諸初期

藩主財政について

五○○両は本阿弥光甫の口入で糸屋十右衛門に借替え○両のうち三五○○両は引続いて光温より借入れ、一は承応元年九月迄継続したが、同一○月からは五○○小判五○○○両が借入れられた(D−2)。この借金小判五○○

となった。三五〇〇両分は承応二年、元金のうち二〇

明暦二年一月には全ての返済を終え

一方、一五〇〇両を光温より借替えた糸屋十右衛門一方、一五〇〇両を光温より借替えた糸屋十右衛門上のは、敦賀豪商打它家の分家でこの時京都に在住していは、敦賀豪商打它家の分家でこの時京都に在住していは、敦賀豪商打它家の分家でこの時京都に在住していた。一五〇〇両は明暦三年末に元金が返済されたが、ためは不詳である(D―4・6・7)。

ている (D−3・5)。 ○○両を返弁し、明麻

えが行われた。というでは、これら借金の借用証文での文言は殆んだっている。ただし利息はほぼ年度毎に支払は借延となっている。ただし利息はほぼ年度毎に支払する旨の契約であるが、慶安二年の例を除いて数年間する旨の契約であるが、慶安二年の例を除いて数年間でる近のであるが、

息の低下傾向である。まず慶安二年の借金では月に〇更にこれら一連の借金について気づく点は、借金利

・九%の利息、本阿弥光温口入分では月○・八%、承 ・九%の利息、本阿弥光温口入分では月○・八%、承 ・九%の利息であった。糸屋から両替屋へ借替えた際は月○ ・五%の利息であった。糸屋から両替屋へ借替えた際は月○ ・五%の利息であった。糸屋から両替屋へ借替えた際は月○ ・五%の利息であった。糸屋から両替屋へ借替えた際は月○ ・九%の利息、本阿弥光温口入分では月○・八%、承 ・九%の利息、本阿弥光温口入分では月○・八%、承

戸重臣の署名で証文が作成されている。るように、ここでも藩主が証文を出さず、今枝等の江なお、借金証文は、大名借について従来知られてい

ったことがF―3~5で用ってる。 頂内第して新日領内商人長栄が江戸の諸庫で一時的に金銀立替えをV型長栄の調達金一件

たい。 が、興味ある点を含むので、ここに改めてふれておきが、興味ある点を含むので、ここに改めてふれておき財政との関係を示すのは、紹介文書中これのみである村ったことがF―3~5で知られる。領内商人と藩主

に述べておくと、慶安元年滸の江戸屋敷では、金沢商二、で史料紹介を行ったが、その具体的経移を簡単

件で朱封銀に換算、金沢において会所からその額を長て全額を丁銀高に換算し、更にこれを一%歩引きの条達させた。これを当時の江戸における金売相場に従っ人長栄の弟子で江戸在留の頼音より、小判と丁銀を調

算に関する点である。寛文九年加賀藩の領国貨幣朱封がりを示すものである。第二点は、丁銀と朱封銀の換めるが、当時における領内商人の江戸に及ぶ活動の広替えを行いうる者がいた点である。この一例のみでは替えを行いうる者がいた点である。この一例のみでは一点は、当時の領内商人の中には、江戸滸庫の立この件に関し差当って次の三点を指摘しておきたい。栄へ返済することにしたものである。

が、このような江戸の銀安状況から推測される。 が、このような江戸の銀安状況から推測される。 といれが藩主にとって好ましい状態であったらしいことの事情が認められる。 表2において慶安期に、領内よの事情が認められる。 表2において慶安期に、領内よの事情が認められる。 表2において慶安期に、領内よの事情が認められる。 慶安四年の史料からも(B―知のことだが、当時、幕府の公定両替基準では小判知のこと、更に銀の金に対する安さが注目される。 周三点は、当時江戸において金銀の売買市場が成立して

わりに

で位置付けられるようになることを期待したい。 造の研究が進んで、これらの紹介内容が全体構造の中説を行ったものである。今後、初期の滞機構や財政構多いので、その手懸りの意義があると考えて紹介と解うに、加賀藩初期の財政構造にはまだまだ不明な点がを認めざるをえない。ただし、はじめにでも述べたよを認めざるをえない。ただし、はじめにでも述べたよを認めざるをえない。ただし、はじめにでも述べたよを認めざるをえない。ただし、はじめにでも述べたよか、解説は私自身の気づいた点に限られたことがよりでは、解説を以上、「温故雑録」掲載の史料紹介を行い、解説を以上、「温故雑録」掲載の史料紹介を行い、解説を

①金沢市立図書館蔵

%の歩入で丁銀に交換された。従って長栄の場合には

銀が廃止され、丁銀一統遣いとなった時、朱封銀は二

約一%の差額分が長栄の得分になったこととなる。第

③『加能郷土辞彙』には、会所とは瀋筬及び内延用の物品出納.②両者は亶安四年一二月に代替りしている。

また江戸にも会所があったと記されている。 方等もこの役所で取扱い、会所の主吏は会所奉行と称され、幕府への進献等を取扱う役所で、役銀、出銀、諸人の御扶持

⑤『加賀滿史料』第三卷一一三頁

①「加賀藩初期の侍帳」(石川県図書館協会刊

⑦君介史科の年代に近いものとしては、寛永一八年に小判二〇⑥利常の参勤期日については『加賀藩史料』第三巻によった。

加賀藩初期

潘主財政について

〇両の両替(『国事雑抄』中編六〇四頁)、万治三年約一三九〇

近く発表を予定している領国貨幣の論文で述べる。 いる。なお、領国貨幣と幕府貨幣との両替の意義については、 **両の両昔(「金沢市中古文書」金沢市立図書館蔵) が行われて**

⑧「加賀藩史料」第三卷一一四~五頁

⑨「宽永一九年小松侍帳」註①参照

⑪この点に関し、東北諸瀞の例から、確立期の嵩経済に占める ◎銀換算方法は表2(註)と同じ

期の商品流通」第五章)。 領内市場の重要性が指摘されている(渡辺信夫『幕誌制確立

⑫莊⑭と同じ

⑩土屋高雄『封建社会崩壊過程の研究』九七~一〇一頁 ◎渡辺僧夫 前掲書三二八~九頁

⑮『徳川実紀』受安三年三月五日の項

⑩富山藩主利次の年貢米が利常の機構下で換金された点は興味 あるものである。なお、正保三年商辻帳の本田高によれば、

千石、利治は加賀・越中で七万石を領有していた。 は加賀・越中で二三万九千石、利次は越中・加賀で一一万三 犬千代領分は加賀・能登・越中で約八〇万五千石、利常隠居領

⑰近世の早い時期における大名貸について、比較的まとまって 紹介されているのは、寛文~延宝期のものであるが、中田易

真『三井高利』(四○~五○頁)である。